

自治会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、鴨志田緑自治会(以下「会」という)とする。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、公団鴨志田東地区に居住する世帯主及びこれに準ずる者とする。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し明るい平和な街の発展を図ることを目的とする。

(役 員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 会 計 | 2 名 | 4. 書 記 | 1 名 |
| 5. 班 長 | (各班に 1 名) | 6. 相談役 | 1 名 |

(区 分)

第 5 条 自治会の居住地によってある区分に分けその区分を 1 班単位とする。(班単位は役員会の決定による)

各班 1 名以上の役員を選出する。

(組 織)

第 6 条 本会に第 3 条の目的によって必要と認められる活動部を役員会の議決によって設置できるものとする。

(役員を選出)

- 第 7 条
1. 役員は、会員の中から順番(班の中で定める)によりこれを選出する。
 2. 会長、副会長、会計は役員の互選により選出する。
但し、会長は役員の総意により会員の中から選出することができる。
 3. 活動部の責任者は、役員の互選により選出する。
 4. 第 2 項及び第 3 項の役員は班長を兼ねることができる。
 5. 相談役は会長が代わった時、前年度会長が行う。前年度副会長が行うことも可能とする。

(役員の職務)

第 8 条 役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、代表を補佐し会長事故あるときは、その職を代行する。
3. 会計は、本会会計事務を担当する。
4. 書記は、本会会務を記録する。
5. 班長は、班の意見をまとめ役員会に提出する。又役員会決議及び代表の命を受けその職務を執行する。
6. 相談役は会運営のため助言を行う。

(会計監査)

第 9 条 会計監査は、役員会が行う。

(役員任期)

第 10 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げないが会長の再再任は行わないものとする。

(総 会)

- 第 11 条
1. 総会は毎年 1 回役員会が之を招集する。但し会長が必要と認めたとき又は会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、臨時に之を招集しなければならない。
 2. 総会は、次の事項を審議決定する。
 - イ. 役員を選出に関する事項
 - ロ. 予算及び決算に関する事項
 - ハ. 会の運営方針に関する事項
 - 二. 会則の改廃に関する事項
 - ホ. その他重要な事項

3. 会計監査は、会計の状況を監査し、総会において報告する。
4. 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席により成立する。
但し止むを得ないときは委任状をもって出席にかえることができる。
5. 議事は出席者の過半数で決する。但し会則の改廃及び財産処分に関する議事は出席者の3分の2以上で決する。

(役員会)

- 第12条** 1. 役員会は、常時決議執行機関として各班の計画立案を協議し、本会運営の円滑を期するため代表が必要に応じ之を招集する。
2. 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

(事業年度)

- 第13条** 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

- 第14条** 本会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て総会により承認を必要とする。

(会費及び維持費)

- 第15条** 本会の会費及び維持費は、役員会の議決を経て総会の承認によって決定し、細則に定める。

(臨時会費)

- 第16条** 臨時会費は役員会の議決を経て会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(付 則)

1. この会則は、昭和57年10月19日より施行する。
2. 最初の役員等の任期は、第10条本文の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。
3. 最初の事業年度は、第13条本文の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和58年3月31日に終るものとする。
4. 昭和62年4月5日より一部改正施行する。
5. 平成4年4月12日より一部改正施行する。
6. 平成5年4月11日より一部改正施行する。
7. 平成12年4月9日より一部改正施行する。
8. 平成18年3月26日より一部改正施行する。
9. 平成13年4月1日より次を追加施行する。
 - 1 本会の運営の一部として簡易保険保険料団体払い込み制度を利用する。
 - 2 簡易保険保険料団体払い込み制度の利用による割引額の一部を本会の活動目的に活用して、会員の親睦及び福利厚生を図るものとする。
 - 3 簡易保険の払込団体への加入範囲は、本会の区域内に居住する者に限る。
10. 平成21年4月1日より一部改正施行する。
11. 平成24年4月1日より 細則4項 東急鴨志田寮の会費を1,000円→500円に改正施行する。
12. 平成24年4月1日より 細則3.ロ, 7, 8, 9を追加する。
13. 平成25年4月1日より 4条6項(相談役)、7条5項、8条6項追加 10条変更(会長再再任禁止)

(細 則)

1. 本会の会費は、月額100円とし、電灯維持費は実費精算とする。
2. 会員は随時会計帳簿等を閲覧することができる。
3. イ. 本会の会員中の災害及び香典の取扱いは役員会に於いてその年度ごとに決定する。
ロ. 大災害で役員会を開けない時は会長及び副会長を含む複数人で検討し、予備費を会の目的のために使用できるものとする。このときは出来る限り早く役員会で承認を得る。
4. 細則1項の規定にかかわらず東急鴨志田寮の会費は居住する人数に関係なく月額500円とする。
5. 会長の謝礼は年額2万円と特別手当とする。
特別手当とは、市、区、防災関係等の会合で、市役所、区役所、消防署等へ行くときの日当、その他とする。(会長代理の場合も適用される)
日当は半日(3時間まで)3,000円、一日(3時間以上)5,000円とする。
6. 全班長は自治会の仕事で必要とした諸経費は会計に請求することができる。
7. 鴨志田緑自治会の本部の住所は会長宅とする。
8. 通帳(ゆうちょ銀行口座)の名義人は代表者(会長)とする。
9. 代表者(会長)は口座の出入を会計に委任する。